



子ども・子育て支援新制度について

平成28年11月

内閣府子ども・子育て本部

＜子ども・子育て支援新制度の実施＞

子ども・子育て支援新制度により

- ・幼児期の教育・保育の質の向上、認定こども園制度の改善、小規模保育等の地域型保育給付の創設、地域の実情に応じた子ども・子育て支援施策の充実等が図られ、
- ・保育認定に当たり、これまで「保育に欠ける事由」としていたものを、「保育の必要性の事由」とすることにより、必要な方が保育を利用できるようになったところ。

制度の枠組み

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号閣法)

子ども・子育て会議 (法定審議会:有識者で構成)

教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議 (平成28年4月 3府省局長級決定)

教育保育共通の財政支援

施設型給付

認定こども園(0～5歳)

保育園(0～5歳)

幼稚園(3～5歳)

地域型保育給付(0～2歳)

小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内の各保育

地域の実情に応じた子育て支援

地域子ども・子育て支援事業(13事業)

- ・利用者支援、地域子育て支援拠点、一時預かり、乳幼児家庭全戸訪問、養育支援訪問、子育て短期支援、子育て援助活動支援
- ・延長保育、病児保育、放課後児童クラブ
- ・妊婦健診
- ・実費徴収補足給付、多様な事業者の参入促進・能力活用

企業主導型の多様な保育サービスの拡大等(平成28年度～)

仕事・子育て両立支援事業

- ・企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

内閣府の役割

＜子ども・子育て支援新制度の適正な実施＞

- 新制度は平成27年度に本格施行、内閣府の特別の機関「子ども・子育て本部」が担当
- 子ども・子育て会議(法定審議会)における法の施行状況に関する調査審議などを踏まえつつ適正に実施

各種データ

| 保育所等の利用児童数 | 平成27年 | | 平成28年 | |
|------------|-------|--------|-------|--------|
| | 箇所数 | 受け入れ枠 | 箇所数 | 受け入れ枠 |
| 認定こども園 | 2,836 | 約39万人 | 4,001 | 約54万人 |
| 小規模保育事業 | 1,655 | 約2万5千 | 2,429 | 約4万2千 |
| 事業所内保育事業 | 150 | 約5,100 | 323 | 約6,300 |

企業主導型保育事業の申請状況等: 150施設、約4千人分について、9月6日に助成決定を実施

仕事・子育て両立支援事業等のイメージ図

【背景】：待機児童解消加速化プラン・・・平成29年度末までに待機児童解消を目指す。

平成29年度末までの**保育の受け皿の整備目標を上積み**：40万人 ⇒ **50万人(+10万人)**

+5万人分・・・**企業主導型保育事業**により、最大5万人分の受け皿確保
←事業主拠出金(後掲)財源による整備費・運営費の支援

＜企業主導型保育事業＞

☆企業の負担により、従業員の多様な働き方に応じた柔軟な事業所内保育を支援

(特長)

- ・夜間等時間帯のずれた働き方に対応
- ・休日等の利用に対応
- ・短時間等の非正規社員の利用に対応

(具体例)

- ・複数企業での設置が可能、整備費・運営費の支援により、中小企業の設置に対応
 - ・設置に当たり市町村の関与なく企業の柔軟な取組に対応
-
- ・小売り、飲食、24時間稼働工場、公共交通
 - ・パートタイマー
 - ・工業団地、卸売団地、複合商業施設

＜病児保育の拡充＞、＜企業主導型ベビーシッター利用者支援事業＞

【財源の確保】

事業主拠出金の拠出金率の上限引き上げ(標準報酬の0.15%→0.25%) ※事業主負担のみ(労働者負担なし)

・平成28年度は0.2%(+0.05%)：835億円

・平成29年度は0.23%(+0.08%)：約1300億円 ※平成30年度以降は実施状況を踏まえ、協議の上決定

(注) 拠出金は、厚生年金保険料等と併せて徴収